

GIFU HOZEN

岐阜県保全協会報

2000 / 第42号

平成12年3月31日発行

創刊：岐阜県産環境保全協会

松の芽



社団法人 岐阜県産業環境保全協会

特 集	岐阜県廃棄物の適正処理等に関する条例の一部改正について 岐阜県健康福祉環境部廃棄物対策課 … 2
特 集	ダイオキシン類対策特別措置法に係る特定施設及び排出基準 岐阜県健康福祉環境部環境管理課 … 4
特 集	平成12年度事業概要について 岐阜市環境部環境管理課廃棄物指導係 … 6
特 集	わがまちの産業廃棄物問題と対策 神戸町長 吉田 弘義 … 8 巣南町長 堀 孝正 … 9
	永遠の碧き地球号を考える 環境フェスタ・ぎふ 開催 … 7
協会だより	第21回通常総会・理事長挨拶 … 10
	産業廃棄物業務功労者表彰 … 12
	第7回・第8回理事会の開催 … 12
	各委員会の開催 … 13
	新規加入会員の紹介 … 14
	平成12年度事業計画 … 16
	平成11年度第2回中部地域協議会開催 … 18
	パソコン研修会開催 … 18
	平成11年度第3回岐阜県園芸用使用済プラスチック適正処理推進協議会開催 … 18
	(社)岐阜県産業環境保全協会会費規程の一部改正について … 19
	岐阜県出先機関の組織改正について … 20
行政ニュース	岐阜県廃棄物リサイクル認定製品として7製品追加 … 22
	協会の入会のおすすめ … 23
	岐阜県・岐阜市人事異動（関係分） … 24
お知らせ	平成12年度厚生大臣認定各種講習会開催日程 … 27
編集後記	… 28

岐阜県廃棄物の適正処理等に関する条例の

地方分権推進一括法の施行に伴い、昨年3月16日に制定した「岐阜県廃棄物の適正処理等に関する条例」。

改正前

(市町村の責務)

第四条 市町村は、地域の実情に応じたごみの散乱防止その他の地域の清潔保持に関する施策の実施に努めるものとする。

(県の責務)

第五条 県は、ごみの散乱防止その他の地域の清潔保持に関する総合的な施策の実施に努めるものとする。

(市町村の責務)

第九条 市町村は、住民及び事業者による廃棄物の減量及び資源の有効利用が促進されるよう、住民及び事業者に対する情報提供及び啓発、事業者に対する指導、地域の実情に応じた適正な分別収集の実施その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(県の責務)

第十条 県は、県民及び事業者による廃棄物の減量及び資源の有効利用が促進されるよう、県民及び事業者に対する情報提供及び啓発、事業者に対する指導、廃棄物の減量及び資源の有効利用のための技術開発その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(土地所有者等の義務)

第十三条 県内の土地を所有し、占有し、又は管理する者（以下「土地所有者等」という。）は、当該土地において廃棄物の不適正処理が行われないよう、適正な管理に努めなければならない。

2 土地所有者等は、当該土地において廃棄物の不適正処理が行われたことを知った場合は、速やかにその旨を関係市町村又は県に通報しなければならない。

3 前項に規定する場合において、土地所有者等は、原状回復のため、その権限により容易に対処することができると認められる措置を講ずるよう努めるとともに、次条第二項及び第十五条第四項の規定により市町村及び県が講ずる措置に協力しなければならない。

4 知事は、県内の土地において廃棄物の不適正処理が行われたことを知った場合において、当該廃棄物の不適正処理に関し土地所有者等の責に帰すべき事由があると認めるときは、当該土地所有者等に対し、その権限により容易に対処することができると認められる措置を講ずべき旨の勧告をすることができる。

(市町村の責務)

第十四条 市町村は、住民、事業者及び県との密接な連携により、地域の実情に応じた廃棄物の不適正処理に関し必要な対策を講ずるものとする。

2 市町村は、廃棄物の不適正処理が行われたことを知ったときは、速やかにその旨を県に通報するとともに、当該廃棄物の不適正処理の状況を調査し、生活環境の保全上必要な措置を講ずるものとする。

3 市町村は、前項の規定により調査した結果及び講じた措置の内容を、県及び第十二条又は前条第二項の規定により通報をした者に通知するものとする。

(県の責務)

第十五条 県は、県民、事業者及び市町村との密接な連携により、廃棄物の不適正処理に関し総合的な対策を講ずるものとする。

2 県は、廃棄物の不適正処理への的確な対応を図るため、県事務所、警察署等の県関係機関、消防署等の市町村関係機関等が一体となって適切な対策を講ずることができるよう、必要な組織を設けるものとする。

3 県は、廃棄物の不適正処理の監視及び早期発見のため、県民に廃棄物の不適正処理に係る監視モニターを委嘱する等県民の協力を得るよう努めるものとする。

4 県は、廃棄物の不適正処理が行われたことを知ったときは、速やかにその旨を関係市町村に通報するとともに、当該廃棄物の不適正処理の状況を調査し、生活環境の保全上必要な措置を講ずるものとする。

5 県は、前項の規定により調査した結果及び講じた措置の内容を、関係市町村及び第十二条又は第十三条第二項の規定により通報をした者に通知するものとする。

一部改正について

岐阜県健康福祉環境部廃棄物対策課

関する条例」を次のとおり改正し、平成12年4月1日から施行いたしましたのでお知らせしま

改 正 後

(県の責務)

第四条 県は、ごみの散乱防止その他の地域の清潔保持に関する総合的な施策の実施に努めるものとする。

(市町村との連携等)

第五条 県は、市町村が行うその区域の実情に応じたごみの散乱防止その他の地域の清潔保持に関する施策の策定を支援するよう努めるとともに、この条例の施行に関し市町村と密接な連携を図るものとする。

(県の責務)

第九条 県は、県民及び事業者による廃棄物の減量及び資源の有効利用が促進されるよう、県民及び事業者に対する情報提供及び啓発、事業者に対する指導、廃棄物の減量及び資源の有効利用のための技術開発その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

第十条 県は、市町村に対し、住民及び事業者による廃棄物の減量及び資源の有効利用が促進されるよう、住民及び事業者に対する情報提供および啓発、事業者に対する指導、地域の実情に応じた適正な分別収集の実施その他の必要な措置を講ずるよう求めるものとする。

(土地所有者等の義務)

第十三条 県内の土地を所有し、占有し、又は管理する者（以下「土地所有者等」という。）は、当該土地において廃棄物の不適正処理が行われないよう、適正な管理に努めなければならない。

2 土地所有者等は、当該土地において廃棄物の不適正処理が行われたことを知った場合は、速やかにその旨を関係市町村又は県に通報しなければならない。

3 前項に規定する場合において、土地所有者等は、原状回復のため、その権限により容易に対処することができると認められる措置を講ずるよう努めるとともに、県が講ずる次条第四項に規定する措置及び市町村が講ずる第十五条第二項に規定する措置に協力しなければならない。

4 知事は、県内の土地において廃棄物の不適正処理が行われたことを知った場合において、当該廃棄物の不適正処理に関し土地所有者等の責に帰すべき事由があると認めるときは、当該土地所有者等に対し、その権限により容易に対処することができると認められる措置を講ずべき旨の勧告をすることができる。

(県の責務)

第十四条 県は、県民、事業者及び市町村との密接な連携により、廃棄物の不適正処理に関し総合的な対策を講ずるものとする。

2 県は、廃棄物の不適正処理への的確な対応を図るため、県事務所、警察署等の県関係機関、消防署等の市町村関係機関等が一体となって適切な対策を講ずることができるよう、必要な組織を設けるものとする。

3 県は、廃棄物の不適正処理の監視及び早期発見のため、県民に廃棄物の不適正処理に係る監視モニターを委嘱する等県民の協力を得よう努めるものとする。

4 県は、廃棄物の不適正処理が行われたことを知ったときは、速やかにその旨を関係市町村に通報するとともに、当該廃棄物の不適正処理の状況を調査し、生活環境の保全上必要な措置を講ずるものとする。

5 県は、前項の規定により調査した結果及び講じた措置の内容を、関係市町村及び第十二条又は第十三条第二項の規定により通報をした者に通知するものとする。

第十五条 県は市町村に対し、住民、事業者及び県との密接な連携により、地域の実情に応じた廃棄物の不適正処理に関し必要な対策を講ずるよう求めるものとする。

2 県は、市町村に対し、廃棄物の不適正処理が行われたことを知ったときは、速やかにその旨を県に通知するとともに、当該廃棄物の不適正処理の状況を調査し、生活環境の保全上必要な措置を講ずるよう求めるものとする。

ダイオキシン類対策特別措置法 に係る特定施設及び排出基準

岐阜県健康福祉環境部環境管理課

- ダイオキシン類による環境汚染の防止と人の健康保護を目的とする「ダイオキシン類対策特別措置法」が平成12年1月15日から施行され、焼却炉等の特定施設を設置（既設を含む）する方は、県知事への設置（使用）届出や年1回以上の排出ガス、焼却灰、ばいじん及び排出水（排出されるもの）のダイオキシン類濃度測定及び結果報告が必要となりました。

ダイオキシン類対策特別措置法施行令で定められた特定施設の種類（規模要件）や排出ガス、排出水の排出基準は、下表のとおりです。

なお、設置（使用）届出や測定結果報告等の詳細については、各地域振興局・事務所及び岐阜市内の方は岐阜市環境管理課へご相談下さい。

○大気基準適用施設

(ng-TEQ / m³ N : WHO-TEF (1998))

特定施設の種類	新設施設の 排出基準	既設施設の排出基準		
		H12.1.15 ～H13.1.14	H13.1.15 ～H14.11.30	H14.12.1～
焼 結 炉	0.1	基準の 適用を	2	1
製 鋼 用 電 気 炉	0.5		20	5
亜 鉛 回 収 施 設	1		40	10
アルミニウム合金製造施設	1		20	5
廃棄物焼却炉 (焼却能力が50kg/h 以上のもの)	4 t/h 以上	猶予	80	1
	2 t/h ～ 4 t/h			5
	2 t/h 未満			10

※1 既に大気汚染防止法新設施設の指定物質抑制基準が適用されている施設（H9.12.2以降に設置工事が着手された廃棄物焼却炉及び製鋼用電気炉）については、新設施設の排出基準を適用する。

※2 排出ガスの測定は、年1回以上

※3 特定施設の施設規模要件は、次のとおり

焼結鋳製造用焼結炉：焼結鋳（鉄鉄の製造の用に供するものに限る。）の製造の用に供する焼結炉であって、原料の処理能力が1時間当たり1 t 以上のもの

製鋼用電気炉：製鋼の用に供する電気炉（製鋼又は鍛鋼の製造の用に供するものを除く。）であって、変圧器の定格容量が1,000kVA 以上のもの

亜鉛回収用焙焼炉等：亜鉛の回収（製鋼の用に供する電気炉から発生するばいじんであって、集じん機により集められたものからの亜鉛の回収に限る。）の用に供する焙焼炉、焼結炉、溶鋳炉、溶解炉及び乾燥炉であって、原料の処理能力が1時間当たり0.5 t 以上のもの

アルミニウム合金製造用焼却炉等：アルミニウム合金の製造（原料としてアルミニウムくず（当該アルミニウム合金の製造を行う工場内のアルミニウムの圧延工程において生じたものを除く。）を使用するものに限る。）の用に供する焙焼炉、溶解炉及び乾燥炉であって、焙焼炉及び乾燥炉にあっては原料の処理能力が1時間当たり0.5 t 以上のもの、溶解炉にあっては容量が1 t 以上のもの

廃棄物焼却炉：火床面積（廃棄物の焼却施設に二以上の廃棄物焼却炉が設置されている場合にあっては、それらの火床面積の合計）が0.5㎡以上又は焼却能力（廃棄物の焼却施設に二以上の廃棄物焼却炉が設置されている場合にあっては、それらの焼却能力の合計）が1時間当たり50kg以上のもの

○水質基準対象施設

(pg-TEQ/L)

特 定 施 設 の 種 類	新 設 施 設 の 水 質 排 出 基 準	既 設 施 設 の 水 質 排 出 基 準
1 硫酸塩バルブ(クラフトバルブ)又は亜硫酸バルブ(サルファイトバルブ)の製造の用に供する塩素又は塩素化合物による漂白施設	10	10
2 塩化ビニルモノマーの製造の用に供する二塩化エチレン洗浄施設		10 (20)
3 アルミニウム又はその合金の製造の用に供する培焼炉、溶解炉又は乾燥炉から発生するガスを処理する施設のうち、次に掲げるもの イ 廃ガス洗浄施設 ロ 湿式集じん施設		10 (20)
4 廃棄物焼却炉(大気特定施設)から発生するガスを処理する施設のうち次に掲げるもの及び当該廃棄物焼却炉において生ずる灰の貯留施設であって汚水又は廃液を排出するもの イ 廃ガス洗浄施設 ロ 湿式集じん施設		10 (50)
5 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和46年政令第300号)第7条第12号の2及び第13号に掲げる施設		10
6 下水道終末処理施設(第1号から前号まで及び次号に掲げる施設に係る汚水又は廃液を含む下水を処理するものに限る。)		10
7 第1号から第5号までに掲げる施設を設置する工場又は事業場から排出される水(第1号から第5号までに掲げる施設に係る汚水若しくは廃液又は当該汚水若しくは廃液を処理したものを含むものに限り、公共用水域に排出されるものを除く。)の処理施設(前号に掲げるものを除く。)		10

※1 既設施設については、平成13年1月から適用

() 内は、法施行後3年間(平成15年1月14日まで)適用する暫定的な水質排出基準

※2 排水の測定は、年1回以上

○参考：環境基準

ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁及び土壌の汚染に係る環境上の条件につき、人の健康を保護する上で維持されることが望ましい基準

媒 体	基 準 値	測 定 方 法
大 気	年間平均値が 0.6pg-TEQ/m ³ 以下	ポリウレタンフォームを装備した採取筒をろ紙後段に取り付けたエアサンプラーにより採取した試料を高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法
水 質	年間平均値が 1 pg-TEQ/l 以下	日本工業規格K0312に定める方法
土 壌	1,000pg-TEQ/g 以下	土壌中に含まれるダイオキシン類をソックスレー抽出し、高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法 ※ 環境基準が達成されている場合であって、土壌中のダイオキシン類の量が250pg-TEQ/g 以上の場合には、必要な調査を実施する。

平成12年度事業概要について

岐阜市環境部 環境管理課廃棄物指導係

今日、廃棄物問題につきましては、産業廃棄物処理施設の不足、廃棄物焼却炉から発生するダイオキシン類に対する対策、不法投棄・野焼き等の不適正処理に対する対策等大きな社会問題となっており、行政・企業・市民が一体となって取り組むことが必要となってきました。

これを踏まえ、本市において行う施策は以下のとおりです。

1 産業廃棄物排出事業者に関する事項

- ①事業場立入検査
 - ・産業廃棄物管理状況確認
 - ・委託契約書、マニフェスト交付・保管状況確認
 - ・汚泥・鉍さい等の溶出試験検査
- ②産業廃棄物処理計画書作成・管理責任者設置の指導
- ③各種報告に関する指導
 - ・産業廃棄物処理実績報告書
 - ・特別管理産業廃棄物処理実績報告書
 - ・産業廃棄物管理票交付等状況報告書
- ④焼却施設に関する指導
 - ・産業廃棄物処理施設に該当する施設に対し、ダイオキシン類自主測定、構造基準・維持管理基準遵守指導
 - ・上記以外の施設に対し、産業廃棄物処理基準に合致する維持管理指導
 - ・ダイオキシン類行政検査

2 産業廃棄物処理業者に関する事項

- ①処理場立入検査
 - ・産業廃棄物保管状況、処分状況確認
 - ・マニフェスト送付・保管状況確認
 - ・汚泥・鉍さい等の溶出検査
 - ・最終処分場の排水検査及び周辺の井戸水検査
 - ・産業廃棄物処理基準に合致する維持管理指導

- ②各種報告に関する指導
 - ・産業廃棄物運搬実績・処分実績報告書
- ③焼却施設に関する指導
 - ・ダイオキシン類自主測定、構造基準・維持管理基準遵守指導
 - ・ダイオキシン類行政検査

3 不適正処理防止に関する事項

- ①各種パトロール
 - ・環境衛生週間の不法投棄防止集中パトロール
 - ・岐阜県廃棄物不適正処理対策要綱に基づく合同パトロール
 - ・公害担当部署との合同パトロール
 - ・当部局による定期パトロール
- ②不法投棄監視モニター等
 - ・市内に30名のモニターを配置し、定期パトロールによる不法投棄の発見・通報を受ける
 - ・上記モニターを含む市民一般からの通報を受けるための不法投棄110番（フリーダイヤルの電話とファックス）
 - ・通報に迅速に対応するため、環境事務所不法投棄防止係による巡回パトロール

4 建設工事の廃棄物処理に関する事項

岐阜市が行う公共工事から発生するすべての産業廃棄物について、処理計画書を作成し適正処理の推進を図る。さらに、できる限り再生利用を指導する。

また、民間工事も含め、100㎡以上の建築物解体工事については、届出を受け適正処理を指導する。

5 その他

- ・法改正に伴う啓発冊子の作成
- ・適正処理に関する啓発チラシ等の作成
- ・産業廃棄物処理推進協議会の育成指導

——— 永遠の碧き地球号を考える ———

環境フェスタ・ぎふ 開催

と き 平成12年9月2日(土)～3日(日) 2日間

ところ 岐阜メモリアルセンター

で愛ドーム・ふれ愛ドーム・体育室 他
県民文化ホール未来会館 (9月2日(土))
長良川ホール

主 催 環境フェスタ・ぎふ実行委員会

環境フェスタ・ぎふは、次に掲げる四つの項目を開催コンセプトとして、いかに環境に配慮し、エコロジーに徹した循環型社会を構築するかを基本理念として開催されます。

- ゴミを減らす (Reduce)
- 繰り返し使う、再利用する (Reuse)
- 再資源化する (Recycle)
- 適正処理 (Reasonable)

18世紀の中頃から19世紀にかけイギリスに産業革命が起こり、この影響は瞬く間に世界中へ広がって行きました。各種の近代機械器具が発明され、世界の人々が求める物資が飛躍的に拡大生産され、その富と権力を求め世界中を巻き込んだ大戦が二度も勃発しました。それから50年余を経て現在に至るもあのイギリスで発生した産業革命以来人類が習得した大量生産、大量消費は今だに続けられているのであります。それも止まる所を知りません。それを支えているのは石油・石炭を中心とする化石燃料や原子力等のエネルギー源と人間の欲、言い換えれば人間のエゴではないでしょうか。このままで何の問題もなく明るい未来が約束されるでしょうか。

否 人間の健康を蝕む環境破壊が今起こりつつあります。

この問題を、産業廃棄物を排出する企業

やその処理業者、また、一般ゴミを処理する行政や政治の責任にはなりません。誰かが解決できる問題ではないからです。みんなでその事実を知り、知恵を出し、実行して解決することです。

環境フェスタ・ぎふは楽しいイベントを開催し、10万人のお客様をお招きします。

〈岐阜メモリアルセンター〉

- ・廃棄物処理に関する現況、展示紹介
- ・リサイクル処理技術、機械、製品の展示紹介、販売
- ・ISO14000シリーズの紹介
- ・環境対策の発達した企業の紹介、展示
- ・廃棄物対策に熱心な市民団体の紹介
- ・児童、市民による作品展示
- ・楽しいエンターテインメント
- ・飲食物の販売

以上の内容を大画面の映像やインターネット情報、また様々な体験コーナーを併設し、ステージショーや参加型プログラムで実施します。

〈未来会館 長良川ホール〉

- ・著名人による環境問題に関する記念講演
- ・有職者、行政、廃棄物処理関係者が参加するシンポジウムの開催
- ・岐阜県産業廃棄物処理協同組合発足20周年記念式典

わがまちの産業廃棄物問題と対策

ごみの減量化と リサイクルの推進



神戸市長 吉田 弘義

社団法人岐阜県産業環境保全協会の皆様には、日頃は生活環境保全と産業廃棄物の適正処理に格別のご支援、ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

当町は、大垣市の北に位置し、揖斐川右岸沿いにあります。

揖斐川は1530年頃までは、神戸町の西方を流れていましたが、現在は町の東に流れを変えて、濃尾平野の最北部に位置し、三角形をなした平坦地であります。

町の北部揖斐川沿いには豊富な地下水と、澄んだ空気の良い自然環境の中で、さまざまな分野における優秀企業が操業する、一大工業団地が集結し、町財政を潤しております。

一方、南部地域には揖斐川水系の肥沃な土地に恵まれ、価値の高いブランド野菜の生産とともに、立地条件を生かした近代的な施設園芸として、町の花「バラ」の生産は全国への宅配システムを整えて、出荷量とその優れた品質で、中部地方随一を誇る切りバラの生産地となっています。

さて、ごみ問題は地球環境の問題であり、世界的な問題でもあります。

大量生産、大量消費、大量廃棄に支えられた社会経済のライフスタイルを見直し、廃棄物循環型のごみゼロ社会を形成していくため

に、ごみ減量化対策とリサイクル推進を重点施策に掲げ、神戸町分別収集計画に基づき各区の区長さんを中心に積極的な取り組みをいたしております。

当町の収集体系は、燃えるごみ、資源ごみ、燃えないごみに分類しております。

燃えるごみは毎週1回収集して、西濃環境整備組合へ搬入しております。

資源ごみは缶類（スチール缶・アルミ缶）、ビン類（無色透明・茶色・その他）、ペットボトルに分別し、それぞれの処理業者に毎月1回の収集業務を委託しております。

新聞、雑誌、段ボール等は各区の子ども会やPTA等の団体が、牛乳パックはボランティア団体で、食品トレイはスーパーや町が実施する朝市で回収しております。

燃えないごみの大型ごみ・有害ごみは年3回、小型の雑類は毎月1回収集して、西南濃粗大廃棄物処理組合へ搬入し、分別処理をしています。

補助制度としては、子ども会・PTA等の団体へ、古紙類の集団回収促進を図るため奨励金の交付（1kg5円）、コンポストは3千円、平成11年度から家庭用生ごみ処理機設置助成制度を導入し、購入金額の2分の1（限度額2万円まで）を助成しております。

平成12年度からは、可燃ごみの有料化方式を導入するとともに、安八郡4町が一体となって取り組む、プラスチック系容器包装の中のペットボトル以外のボトルの回収を9月から実施を予定しております。

そして、今後増え続けるゴミに対し「消費者は分別排出」を、「市町村は分別収集」を行い、「事業者はリサイクル」とそれぞれ役割を明確に分担して、社会全体で義務を果たすことにより、廃棄物の適正処理と減量化に取り組んでいかなければなりません。今後とも、格別のご協力を賜りますようお願い申し上げます。最後に貴協会のご発展と会員の皆様のご活躍を祈念申し上げます。

条例を12年度から施行



巢南町長 堀 孝正

社団法人岐阜県産業環境保全協会の皆様には、日頃から生活環境の保全と産業廃棄物の適正処理に格別の御支援、御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

当町は、岐阜県の南西部、濃尾平野の北西部に位置し、本巣郡の南方にあります。岐阜市から約10kmの距離にあり、町面積は11.77km²であります。

又、歴史も古く、奈良時代の日本書紀に伊久良河宮が記されています。大化の改新の時に七崎、船木の名前を見ることができます。又、条里制の名残で十七条、十八条の字名が見られます。徳川時代に美江寺は中山道の56番目の宿場町として賑わいました。そして、明治30年4月1日川崎村、船木村、鷺田村が誕生しました。昭和29年9月20日に三村が合併し、巢南村になり、昭和39年4月1日に町制が施行され現在に至っています。

当町の収集体系は、可燃ごみ、資源ごみ、粗大ごみに分かれます。可燃ごみは、毎週月曜日と木曜日の2回。処理手数料は1袋50円です。資源ごみは、金属類がスチールとアルミ製品に分別、又、ガラス類は茶色、透明、黒、青又は緑の4種類に分別、ペットボトルも分別し毎月第3火曜日に収集、粗大ごみは

可燃性、不燃性、粗大金属に分別して町内を3地区に分け第1水曜日に収集します。いずれもステーション方式で町内各区で管理をしてもらっています。各区には町長委嘱の「にこにこ推進員」が中心になり区長と協力し、各区で収集時の当番を組織して分別収集の徹底を図っております。集積場管理の報償として1種類に15円を収集戸数に乗じた金額を補助しております。又、集積場を新設したり修繕した場合は10万円を上限に1/2の補助をしております。

又、牛乳パックは拠点回収で巢南町役場と巢南町公民館で行っております。その他、集団回収は小中学校の児童生徒が中心になり、新聞、雑誌、段ボール、布に分けて回収しています。集団回収には奨励金として1kg当たり5円の補償をしています。

生ごみ処理容器には購入金額の1/2で上限が3,000円の補助をしております。

当町は、岐阜市、大垣市に囲まれており名古屋までJR穂積駅から30分の距離にありベッドタウンとして人口が急増しております。人口の増加に伴ってごみの量も比例して多くなっております。そこで、12月の議会定例会に「巢南町を清潔で美しい町にする条例」を上程し、平成12年度から施行することになりました。ごみの減量はもとより空き缶のポイ捨て禁止、又、犬の糞の後始末も盛り込み住民の環境に対する意識の高揚を期待しております。又、役場が率先してごみの減量、リサイクルに取り組むために庁内で廃棄物問題プロジェクトチームを結成して住民課が中心となり産業課、教育委員会、財政とも連携をとり研究調査をしております。

今後とも貴協会の御協力をお願いいたしますとともに、貴協会の益々の御発展を心よりお祈り申し上げます。

第21回通常総会を開催 平成12年度の事業計画・予算を決定

総会に続いて記念講演会



第21回通常総会

第21回通常総会が3月16日に「岐阜県県民ふれあい会館」において福田安昭岐阜県健康福祉環境部廃棄物対策課長、大竹和文岐阜県警察本部生活保安課長ほか多数のご来賓ご臨席のもと盛大に開催されました。

総会では中本貞実理事長が次のとおりご挨拶を申し上げます。

中本理事長挨拶

本日、ここに第21回通常総会を開催いたしましたところ、来賓各位を始め会員皆様の多数のご出席をいただき、盛大に挙行することができましたことは誠にありがたく厚く御礼申し上げます。

当協会は、平成9年第16回通常総会において、産業廃棄物業界主体の団体として組織を改め、定款を改正し、名称も新たに「岐阜県産業環境保全協会」として再発足以来三年近くが経過致しました。この間県民各位の本協

会へのご理解と期待が高まるとともに会員の皆様方の温かいご理解とご協力を得まして、多数の皆様が新たに会員としてご入会をいただき、組織強化事業、教育研修事業、廃掃法等法令改正にかかる啓発普及事業をはじめ、県市との交流等事業も順調に推進してまいりました。

環境問題は、地球の温暖化、酸性雨、オゾン層の破壊等地球規模で考えなければならない時代となっております。とくに地球温暖化問題は、世界各国が協調し二酸化炭素の削減等解決しなければならない重要な問題となっております。

今回の「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」の大幅な改正により、とくに全ての産業廃棄物の処理に産業廃棄物管理票の使用が義務づけられたことは産業廃棄物の適正処理の推進にあたって画期的な改正でありましたが、さらに廃棄物の排出の抑制、再生利用等による廃棄物の減量等強化などについて同法の一部改正が検討なされているのであります。

また、県におかれましては、廃掃法を補完する全国初の「岐阜県廃棄物の適正処理等に関する条例」を施行され、排出事業者の義務について処理計画書の作成、及び届出が必要となりました。また、廃掃法の許可の対象とならない小規模焼却施設についてもあらかじめ知事に届け出る等排出事業者の責任が強化されました。

こうした法令の整備により産業廃棄物対策

にかかる方向が明確にされましたことは環境保全のためにその効果が大きいと期待されることと思います。

しかしながら、こうした適正処理の推進、環境の整備が図られるなかで、最終処分場の逼迫は先の見えない誠に厳しい状況にあります。廃棄物の減量化、リサイクル化等循環型社会に向けての努力がなされておりますが、根本的には、産業廃棄物の最終処分場の処理容量の逼迫状態を解決することが緊急の課題であります。このままで推移すれば岐阜県産業の存立の危機を迎えるのではないかと強い切迫感があります。なお、長引く経済不況脱出のために国では公共事業などの内需拡大、消費刺激政策が図られており、廃棄物の増大につながることはあきらかでありながら、これらに伴う処理場設置に対する見通しは極めて不透明であります。しかもこの緊急課題に対する地域住民の理解は得られないまま推移しており、最終処分場の不足は処理費の高騰等を招き、不適正処理に対しマスコミ等により連日のように報じられている不法投棄問題に象徴されますように最終処分場対策は憂慮される現状であります。

協会はこうした大変きびしい社会情勢のもとで産業環境を保全し、岐阜県産業の活性化を図るという当協会事業目的を達成するために適正処理、再生利用等を推進し、生活環境を保全し産業の健全な発展を支援することによって県民福祉の向上に寄与するため、会員みな様はもとより県民各位の一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

本日の総会は、平成12年度の事業計画、収支予算及び会費規程の一部改正についてご審議いただきご承認をお願いするものであります。事業計画や収支予算関係をもとに、本年

度も会員の皆様のご賛同を得ながら、会費規程の改正により、新会員の加入促進を図り更に組織強化を図ってまいりたいと存じます。基本方針としては、とくに財団法人地球環境村ぎふ及び本協会会員の行う共同産業廃棄物処理施設の設置促進を積極的に推進し、地球環境村構想に基づく最終処分場設置の実現を推進したいと存じております。これにより、産業廃棄物適正処理の推進、リサイクル利用、情報伝達事業等の推進により一層の努力を図ってまいります。

また、この総会におきまして産業廃棄物業務に永年勤務されました方々、及び関連業界育成に積極的にご尽力くださいました方々をご顕彰申しあげ、皆様とともに心からお祝いと感謝を申しあげたいと思います。

終わりにあたりまして、本日ご多忙のなかご臨席たまわりましたご来賓の皆様に対し心から感謝し、本協会に対しまして一層のご指導、ご支援を賜りますようお願い申しあげ、ご挨拶といたします。



つづいて来賓祝辞に移り、梶原拓岐阜県知事祝辞を福田安昭廃棄物対策課長が代読、大竹和文岐阜県警察本部生活保安課長が祝辞を述べられ、殿地昇岐阜県議会議長からの祝電を披露したあと産業廃棄物関係功労者の表彰式、議事と進められました。

議事は日本環境株式会社代表取締役田中一郎氏を議長に選出し、第1号議案平成12年度事業計画、第2号議案平成12年度収支予算及び第3号議案社団法人岐阜県産業環境保全協会会費規程の一部改正について慎重に審議され、いづれも原案どおり可決承認されました。

協会だより

功労者の表彰

当協会の表彰制度による産業廃棄物業務功労者に対する理事長表彰が第21回通常総会の席上で行われました。

栄えある受賞者は次の方々です。

(敬称略)

○永年勤続功労



功労者表彰式

カワサキヘリコプタシステム(株)

陸運部長

(有)丹羽建材

日本環境(株) 課長

同 課長

(株)粥川商店 管理部長

木村 政隆

長谷川 勝

丸毛 光義

川瀬須美子

粥川 宏郷

○関連業界育成等

濃飛タイル(株) 取締役総務部長

安田 善三

中村製紙(株) 代表取締役副社長

明星 義一

牧 製 紙(株) 代表取締役社長

太田 俊樹

美濃桜製紙(株) 代表取締役社長

桜井 太



木村 政隆



長谷川 勝



丸毛 光義



川瀬須美子



粥川 宏郷



安田 善三



明星 義一



太田 俊樹



桜井 太

第21回通常総会 記念講演開催

第21回通常総会閉会後、引き続いて午後3時20分から(財)岐阜県公衆衛生検査センター環境調査課長渡辺隆氏を講師にお迎えし、「産業廃棄物の現状と将来展望について」と題して1時間余にわたりご講演をいただきました。講演の要旨につきましては、紙面の都合により次号でご紹介いたします。

第7回理事会開催

2月10日午後2時から岐阜市内「岐阜県民ふれあい会館特別会議室」において本年度第7回理事会が開催されました。この理事会においては、次の議案が審議されいずれの議案も全員一致で原案どおり可決承認され、第1号議案、第2号議案及び第3号議案については、次回開催の第21回通常総会に提案することに決定されました。

- 第1号議案 平成12年度事業計画（案）について
- 第2号議案 平成12年度収支予算（案）について
- 第3号議案 (社)岐阜県産業環境保全協会会費規程の一部改正について
- 第4号議案 平成11年度優良会員等表彰者の選考について
- 第5号議案 第21回通常総会の開催（案）について
- 第6号議案 新規加入会員の承認について



第7回理事会

第8回理事会開催

平成11年度第8回理事会（書面表決）が平成11年3月22日開催されました。この理事会は、「新規加入会員の承認について」開催されたもので、正会員3名、賛助会員7名が全理事の賛同を得て承認されました。

各委員会開催

平成12年1月25日、26日、27日各委員会が「市内レストランフジ会議室」において開催され、平成12年度各委員会の事業計画（案）、及び会費規程の一部見直し等が審議されました。

第4回広報編集委員会

（1月25日 午前10時から）

議 題

- 1 「ぎふ保全協会報」第42号の編集方針について
- 2 平成12年度事業計画（案）について
- 3 (社)岐阜県産業環境保全協会会費規程の一部見直しについて

第3回研修指導委員会

（1月25日 午後1時30分から）

議 題

- 1 平成12年度事業計画（案）について
- 2 (社)岐阜県産業環境保全協会会費規程の一部見直しについて
- 3 平成11年度パソコン研修について

第3回適正処理委員会

（1月26日 午前10時30分から）

議 題

- 1 平成12年度事業計画（案）について
- 2 (社)岐阜県産業環境保全協会会費規程の一部見直しについて

第3回総務委員会

（1月27日午前10時30分から）

議 題

- 1 平成12年度事業計画（案）について
- 2 (社)岐阜県産業環境保全協会会費規程の一部見直しについて
- 3 平成11年度優良会員等表彰候補者推薦状況について

協会だより

新規加入会員の紹介

平成11年度第7回理事会を2月10日開催し、次のとおり新規加入会員が承認されました。
 〈正会員〉

社名・TEL	代 表 者	住 所	業の区分
金 沢 建 設 株 式 会 社 ☎0573-28-0001	代表取締役 金 沢 昭 孝	〒509-7205 恵那市長島町中野1269-496	収集運搬業
岐阜地中線有限会社 ☎058-237-4590	代表取締役 桑 原 美 積	〒502-0002 岐阜市栗野東4-234	収集運搬業
株 式 会 社 広 知 ☎058-271-5180	代表取締役 片 山 孝 子	〒500-8357 岐阜市六条大溝4-8-18	収集運搬業
酒 井 善 生(酒井商店) ☎0574-65-3211		〒509-0264 可児市鳩吹台5-10	収集運搬業
篠 田 明(篠田商店) ☎058-251-4434		〒500-8801 岐阜市忠節町5-3	収集運搬業
中京貨物運輸株式会社 ☎0584-75-3161	代表取締役社長 川 瀬 浩 司	〒503-0977 大垣市南若森6-5-1	収集運搬業
日本舗道株式会社岐阜営業所 ☎058-274-7261	所 長 伊 藤 昌 芳	〒500-8383 岐阜市江添2-7-13	収集運搬業 中間処理業
株 式 会 社 松 本 建 材 ☎0763-52-4535	代表取締役 松 本 敏 博	〒939-1761 富山県西砺波郡福光町太美210	収集運搬業
三 浦 利 一(三浦商店) ☎0265-25-2251		〒395-0244 長野県飯田市山本6724-707	収集運搬業
ミフク商事株式会社 ☎0594-48-6555	代表取締役 二 井 浩 文	〒511-0123 桑名郡多度町北猪飼1324-2	収集運搬業
矢 橋 林 業 株 式 会 社 ☎0584-71-1023	代表取締役 矢 橋 龍 宜	〒503-2213 大垣市赤坂町2838-1	収集運搬業 中間処理業
吉田食品工業株式会社 ☎058-272-5776	代表取締役 吉 田 正 信	〒501-6016 羽島郡岐南町徳田9-46	中間処理業

〈賛助会員〉

社名・TEL	代 表 者	住 所	備考
株式会社シーテック岐阜支社 ☎058-251-7861	支社長 水 野 久 雄	〒500-8369 岐阜市敷島町7-49	
株式会社ビル管理システム ☎058-246-2111	代表取締役 山 下 泰 二	〒500-8135 岐阜市織田塚町1-9-11	

協 会 だ よ り

平成11年度第8回理事会（書面表決）を3月22日開催し、次のとおり新規加入会員が承認されました。

〈正会員〉

社名・TEL	代 表 者	住 所	業の区分
篠田乃里男（篠田建材） ☎058-398-5048		〒501-6338 羽島市堀津町321	収集運搬業
株式会社江崎商店 ☎0581-53-2011	代表取締役 江 崎 雅 敦	〒501-2254 山県郡美山町出戸243	中間処理業
田中聡次（さくらクリーン） ☎058689-3519		〒501-6021 羽島郡川島町笠田町246-1	収集運搬業

〈賛助会員〉

社名・TEL	代 表 者	住 所	備考
株式会社丸善グループ ☎058-233-7011	代表取締役社長 中 島 設 男	〒502-0803 岐阜市上土居2-3-9	
株式会社テクノ中部 ☎052-614-7155	取締役社長 品 田 知 章	〒455-8512 名古屋市港区大江町3-12	
可茂建築解体処理協同組合 ☎0574-27-2258	代表理事 長谷部 進	〒505-0041 美濃加茂市太田町271-1	
ブリヂストンフローテック株式会社関工場 ☎0575-23-4121	工場長 十 時 理 展	〒501-3923 関市新迫間20	
岐阜県瓦葺組合 ☎058-266-9273	会 長 川 治 正 一	〒500-8049 岐阜市上竹屋町18	
フェザー安全剃刀株式会社 ☎0575-22-1311	代表取締役会長 岸 田 昌 久	〒501-3873 関市日の出町1-17	
岩戸建設株式会社 ☎0575-86-3311	代表取締役 上 杉 皓一郎	〒501-5230 郡上郡白鳥町石徹白35-4-3	正会員から賛助会員へ移籍

参 考 会員の移動状況

会員区分	12月17日現在	入会数	退会数	3月22日現在	増減
正 会 員	250	15	2	263	13
賛助会員	75	9	2	82	7
特別会員	2	—	—	2	—
合 計	327	24	4	347	20

平成12年度事業計画

さる3月16日に開催された第21回通常総会において平成12年度事業計画及び予算案が審議され全会一致で原案どおり承認されました。協会事業の推進は次の基本方針に沿って進められます。以下に平成12年度事業計画をご紹介します。

第1 基本方針

近年、環境問題は次世代のため環境を保全し資源の節約を図り、将来にわたる持続的な発展を維持していくことが出来る社会へ構造転換を図り地球環境を保全するの観点から、これまでの大量生産・大量消費・大量廃棄型社会の見直しが求められております。こうした方向の中で産業廃棄物については、発生の抑制を図るとともに、これを資源として有効に活用する循環型社会経済システムへの転換を図っていかねばなりません。しかし、リサイクル・減量化を行って廃棄物が減少しても、なお発生する廃棄物を適正に処理するための産業廃棄物処理施設（最終処分場・中間処理施設）が確保されなくては健全な産業活動や良好な生活環境を維持することは困難であります。

当協会は、その処理施設の確保を主な目的として創立され、以来11年間にわたり活動して参りました。

この間、国では平成9年6月「廃棄物の減量化・リサイクルの推進」、「廃棄物処理に関する信頼性・安全性の向上」及び「不法投棄対策」を柱として、廃棄物の処理及び清掃に関する法律が大幅に改正されました。また、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律が本年4月から完全施行されます。

また、県におかれても平成11年3月岐阜県廃棄物の処理マスタープランを策定され、同年12月、岐阜県廃棄物の適正処理等に関する

条例を全面施行されました。

国、県ともに廃棄物処理関係の法令等が整備されました。こうした法令等の改正に係る内容の周知啓発、普及推進を積極的にはかります。しかしながら、処理施設の処理容量の逼迫状態はより一層厳しさを増しており、施設の建設に対する地域住民の理解を得ることは依然として困難な状況となっております。こうした状況のなか、生活環境の保全、産業の健全な発展及び資源の効率的な活用を図り、県民の福祉の向上に寄与することを目的とする当協会に対し県民の期待の高まりを感じます。

以上の状況から、平成12年度においてもこうした期待に応えるため、次の基本方針を掲げ諸事業を積極的に推進します。

基本方針

1. 共同処分場の設置推進
2. 組織の強化・活性化の推進
3. 産業廃棄物の適正処理・リサイクル利用等の推進
4. 公益的事業の拡充

第2 事業計画

第1「基本方針」に従い、平成12年度において取り組む個別事業の計画を次の通り定めて、多様化する社会情勢に留意しながら、効率的な事業運営に努めます。

1. 組織強化事業

平成9年度の定款変更により業界主体の会員構成のもとで、本協会の社会的地位の確立と発展を期するため、次により組織の拡大強

化をはかります。

- (1) 前年に引き続き、正会員、特に許可業者及び賛助会員の加入促進を展開して参ります。
- (2) 増大する事務の円滑な処理と将来対策として事務局の充実、強化をはかります。

2. 調査研究事業

機に応じアンケート調査等を実施し、会員又は関連業界等の動勢を調査・把握をしながら、協会活動に反映させます。会員の処理技術、知識の向上を期して、各種研究機関等との連携を深めます。

3. 教育研修事業

- (1) 各種研修会、施設等の視察、講演会等を随時開催し、会員の知識・技術習得の機会を設けます。
- (2) 処理技術の多様化、高度化に対応するために、会員の要請に応じた専門研修会等を開催します。
- (3) 正会員に産廃専門雑誌「インダスト」を毎月配布します。
- (4) 会員に関係条例・規則・指導要綱等改正に対応した、規程集を編集し配布します。
- (5) 会員に産廃手帳（2001年版）を配布します。

4. 相談指導事業

協会設立の趣旨に沿い幅広く会員の相談に応ずるほか、必要に応じ資料を提供します。また、排出者、一般県民から寄せられる相談についても積極的に対応します。

5. 啓発普及事業

本協会に加入していない許可業者、排出業者等に対し産業廃棄物に関する正しい理解を深めるため、「地球環境村ぎふフェア」、県民運動等への参加、啓発資材等の提供等を行います。

6. 共同設置・技術援助事業

「財団法人地球環境村ぎふ」及び会員の行う共同産業廃棄物処理施設設置運営、または

技術援助等に協力します。

7. 産業廃棄物管理票（マニフェスト）頒布事業

法改正により、産業廃棄物管理票が全産業廃棄物に義務づけられたことに伴い、頒布事業の拡大による管理体制の強化、資料等を配布し啓発普及をはかります。

8. 巡回指導事業

パトロール車による自主巡回活動を実施します。また、不法投棄防止連絡協議会によるパトロールを実施し、適正処理の指導をはかります。

9. 経営改善指導事業

産業廃棄物処理業の経営改善のため、研修事業と提携し、関連研修会、講習会等を開催します。また、個別の相談事業又は情報提供について適宜対処します。

10. 広報紙等発行事業

- (1) 会員及び関係者に「ぎふ保全協会報」を年4回定期的に発行し配布します。
- (2) 会員及び関係者に「協会要覧」（兼会員名簿・許可業者名簿）を年1回発行し配布します。
- (3) 会員に協会ニュースを随時発行し配布します。

11. 協力交流事業

- (1) 財団法人日本環境衛生センター、財団法人日本産業廃棄物処理振興センター、社団法人全国産業廃棄物連合会、及びその下部団体並びに関連団体との交流をはかり相互理解協力に努めます。
- (2) 厚生大臣認定の各種講習会等の実施に協力します。

12. 表彰事業

通常総会の席上で優良会員等を表彰しその功績を顕彰します。

13. その他関連事業

その他必要な事業について、理事会の議を経て実施します。

平成11年度 第2回中部地域協議会開催

平成12年2月29日平成11年度第2回中部地域協議会が静岡市において開催されました。

当協会から中本貞実理事長、田中一郎適正処理委員長、水谷重雄研修指導委員長、林杉雄専務理事が出席しました。会議では、次の議題について協議されました。

- 1 中部地域協議会会長副会長の選任について協議され、会長近藤成章、副会長川原勇、中本貞実氏が選任されました。
- 2 (社)全国産業廃棄物連合会理事候補者の選任について協議され、現理事近藤成章、川原勇両氏が選任されました。
- 3 平成12年度中部4県産業廃棄物不法処理防止合同会議の開催について、協議され、次回静岡県で開催と決定されました。
- 4 平成12年度厚生大臣認定講習会の開催予定について
- 5 その他意見交換が行われました。

パソコン研修会開催

情報化社会と云われるなかで、産業廃棄物管理票の取り扱いについて各社からソフトが開発され紹介されております。今回(社)全国産業廃棄物連合会推奨ソフト2社のソフトの紹介と、当協会正会員・賛助会員のご協力を得てマニフェスト交付事務の簡素化、合理化の推進とパソコンの有効利用のために、会員65名の参加を得て平成12年3月3日午後1時30分から次により開催されました。

○パソコンの有効利用について

講師

中部コンピュータ(株)当協会正会員

第1営業部1課係長 後藤 治氏

○システム紹介

産業廃棄物管理票作成等システムについて

・産廃イチロー Ver1.5

・産廃ケンザブロー Ver1.0

講師

(株)エスエムエス(社)全産廃連賛助会員

代表取締役社長 辻 雅敏氏



パソコン有効利用への研修会

産業廃棄物管理票作成等システムについて

・産廃マニフェストシステム

事務コン Ace 帳作V S J-2

講師

東芝テック(株)本社

当協会・(社)全産廃連賛助会員

営業推進部長 吉政 知雄氏

平成11年度第3回岐阜県園芸 用使用済プラスチック適正処 理推進協議会開催

平成12年3月15日午後1時30分から岐阜県J A会館会議室において平成11年度第3回岐阜県園芸用使用済プラスチック適正処理推進協議会(会長岐阜県農林水産局園芸特産課長吉真修蔵)が開催されました。

会議は、次の事項について協議されました。
当協会から林専務理事が委員として出席しま

した。

- 1 岐阜県園芸用使用済みプラスチック適正処理基本方針の一部改正について

- 2 平成11年度使用済みプラスチックの回収状況について
- 3 排出量減量化への取り組みについて

(社)岐阜県産業環境保全協会会費規程の一部改正について (平成12年4月1日から適用)

去る3月16日開催の第21回通常総会において、(社)岐阜県産業環境保全協会会費規程の一部改正が審議され、正会員の会費は許可の種類ごとに加算された金額であったものが、一律月額10,000円に次のとおり改正され、新年度から適用されます。

【現 行】

第4条 会費は次のとおりとする。

- (1) 正会員 会費は月額とし、次の表の左欄の区別に従い、右欄の金額とする。ただし、産業廃棄物処理業者の会費については、岐阜県及び岐阜市における許可の種類ごとに加算した金額とする。

区 分		金 額	
産業廃棄物 処 理 業 者	収集運搬の許可	月額	金 10,000円
	中間処理の許可	月額	金 10,000円
	最終処分の許可	月額	金 10,000円
排 出 事 業 者		月額	金 10,000円
再 生 利 用 指 定 業 者		月額	金 10,000円

- (2) 賛助会員 会費は、年額30,000円とする。

【改 正】

第4条 会費は次のとおりとする。

- (1) 正 会 員 会費は、月額10,000円とする。
- (2) 賛助会員 会費は、年額30,000円とする。

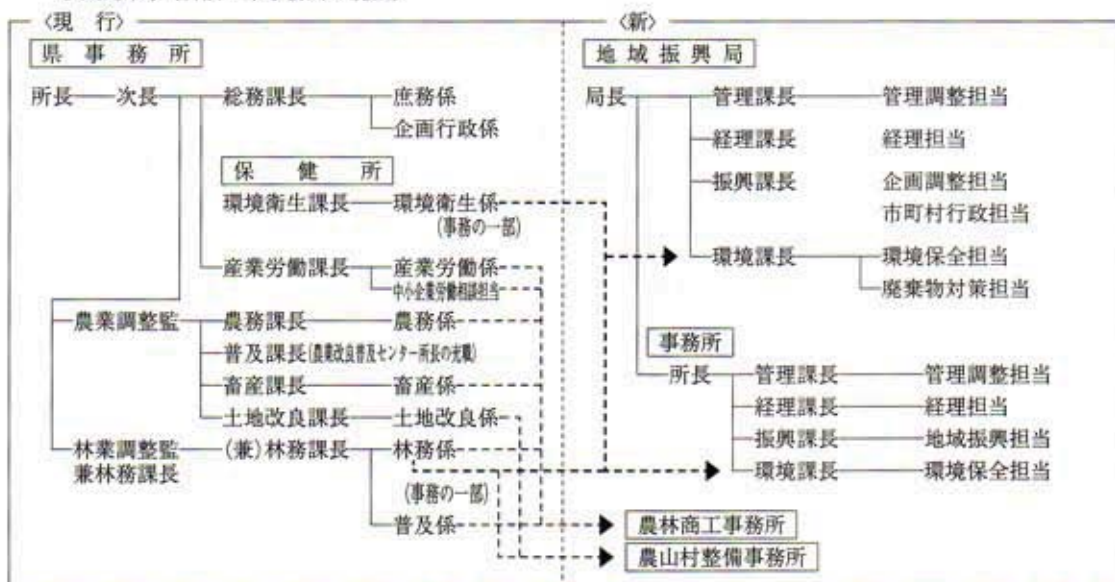
附 則 この規程の一部を改正し、平成12年4月1日から施行する。

岐阜県出先機関の組織改正について

岐阜県では、平成12年4月1日から地域振興局構想に基づき出先機関について大幅な組織改正が実施されます。特に保健所の環境衛生課・衛生課の事務の一部（環境関係事務）が地域振興局の環境課（新設）担当になりますので、お知らせします。

組織の概要（標準的組織）

地域振興局（新設：県事務所の廃止）



〈現 行〉
 伊奈波保健所 衛生課（事務の一部）

羽 島 保 健 所 衛生課（事務の一部）

大 野 保 健 所 衛生課（事務の一部）
 （本巣郡）

大 垣 保 健 所 環境衛生課（事務の一部）

〈新〉
 岐阜地域振興局
 環境課 ◎圏域の環境政策の総合的立案・調整
 （自然環境保全を含む）
 ・廃棄物対策に関すること
 ・公害に関する調査、指導等
 ・自然公園等に関すること

西濃地域振興局
 環境課 ◎圏域の環境政策の総合的立案・調整
 （自然環境保全を含む）

大野保健所 衛生課(事務の一部)
(揖斐郡)

可茂保健所 環境衛生課(事務の一部)

関保健所 衛生課(事務の一部)

郡上保健所 衛生課(事務の一部)

多治見保健所 環境衛生課(事務の一部)

恵那保健所 環境衛生課(事務の一部)

高山保健所 環境衛生課(事務の一部)

益田保健所 衛生課(事務の一部)

- ・廃棄物対策に関すること
- ・公害に関する調査、指導等
- ・自然公園等に関すること

西濃地域振興局揖斐事務所

- 環境課
- ・廃棄物対策、公害に関する調査
 - ・指導等、自然公園等に関すること

中濃地域振興局

- 環境課 ◎圏域の環境政策の総合的立案・調整
(自然環境保全を含む)
- ・廃棄物対策に関すること
 - ・公害に関する調査、指導等
 - ・自然公園等に関すること

中濃地域振興局武儀事務所

- 環境課
- ・廃棄物対策、公害に関する調査
 - ・指導等、自然公園等に関すること

中濃地域振興局郡上事務所

- 環境課
- ・廃棄物対策、公害に関する調査
 - ・指導等、自然公園等に関すること

東濃地域振興局

- 環境課 ◎圏域の環境政策の総合的立案・調整
(自然環境保全を含む)
- ・廃棄物対策に関すること
 - ・公害に関する調査、指導等
 - ・自然公園等に関すること

東濃地域振興局恵那事務所

- 環境課
- ・廃棄物対策、公害に関する調査
 - ・指導等、自然公園等に関すること

飛騨地域振興局

- 環境課 ◎圏域の環境政策の総合的立案・調整
(自然環境保全を含む)
- ・廃棄物対策に関すること
 - ・公害に関する調査、指導等
 - ・自然公園等に関すること

飛騨地域振興局益田事務所

- 環境課
- ・廃棄物対策、公害に関する調査
 - ・指導等、自然公園等に関すること

岐阜県廃棄物リサイクル認定製品として 7 製品を追加

岐阜県健康福祉環境部環境政策課
(リサイクル推進室)

県では、リサイクル製品の利用推進を図るとともに、リサイクル産業の育成を図るため、主として県内で発生する廃棄物を使用し、県内で製造されるリサイクル製品を「岐阜県廃棄物リサイクル認定製品」(以下、「認定製品」という。)として認定し、リサイクル製品の消費拡大を図るとともに、県事業において優先的に使用していくこととしています。

認定製品の認定については、現在までに37製品について認定していますが、岐阜県廃棄物リサイクル認定製品審査委員会の審査の結果を受け、平成12年2月18日付けをもって、新たに次の7製品の認定と、2製品の変更認定をしましたのでお知らせします。

今回は溶融スラグを使用した製品が「再生土木資材」で3製品あり、今後も溶融スラグの利用が高まっていくことと考えています。また、「廃ペットボトルを使用した再生品」として、初めて県内で排出されたペットボトルを使用して県内工場で製造された製品「エコリターンクラブ」作業服を認定しました。

新たに認定した「岐阜県廃棄物リサイクル認定製品」

認定 番号	品 目	製 品 名	製 造 者	再生原材料	単 価
38	再生土木資材	ボックスカルバート	昭和コンクリート工業㈱	溶融スラグ	(W300mm×H300mm×L1000mm, 360kg)～ (W3000mm×H2000mm×L1500mm, 9630kg) 平均33円/kg
39	再生土木資材	L型擁壁	昭和コンクリート工業㈱	溶融スラグ	(H500mm×L2000mm, 327kg)～ (H2500mm×L2000mm, 2,824kg) 平均36円/kg
40	廃材を使用した レンガ	ジョイブリック	ニッタイ工業㈱	東濃用水廃泥土、廃棄土、 タイルくず	219円/枚(230mm×114mm×50mm)
41	廃材を使用した タイル	ブリザード(外装) ジョイロード(床)	ニッタイ工業㈱	東濃用水廃泥土、廃棄土、 タイルくず	ブリザード 96円/枚 (227mm×60mm×16mm) ジョイロード 130円/枚 (190mm×90mm×16mm)
42	廃ペットボトルを 使用した再生品	エコリターンクラブ 「作業服」	カワボウ㈱	廃ペットボトル	半袖シャツ 1,900円 長袖シャツ 2,050円 長袖ジャンパー 2,150円 男子夏ズボン 2,100円 女子夏ズボン 2,000円 女子冬ズボン 2,300円 冬用上着 3,000円 冬用下着 2,300円

認定 番号	品 目	製 品 名	製 造 者	再生原材料	単 価
43	廃材を使用した ブロック	フュージョン	揖斐川工業㈱	溶融スラグ フライアッシュ 廃ガラス	3,000円/㎡ (198mm×98mm×60mm) 他
44	再生土木資材	グラスメレー (ガラ ス砂)	岐阜県清掃事業 協同組合	ガラスくず 陶磁器くず	2,500円/t～
変更 23	〈新しい型の追加〉 廃プラスチック 再生品	プランター	リス興業㈱	廃プラスチック	(タル60) 8,000円/個 (600×460×H250) (丸ダル36) 3,000円/個 (Φ360mm×H225mm) (丸ダル48) 8,000円/個 (Φ480mm×H300mm) (深鉢28) 1,500円/個 (Φ280mm×H170mm) (深鉢38) 2,500円/個 (Φ380mm×H230mm)
変更 15	〈原材料の変更〉 廃材を使用した ブロック	アクトロック スクラッチシリーズ	亀井製陶㈱	下水汚泥 焼却灰 無機性汚泥 石炭灰 鉱さい	4,500円/㎡ (200mm×100mm×60mm) 5,600円/㎡ (200mm×100mm×80mm)

(※) 単価は、あくまでも参考価格である。採用する際は、製造者等に問い合わせ、見積り等を徴収したうえで決定する必要があります。

協会への入会のおすすめ

協会組織の拡充強化を図るため、会員の増強について会員各位にお願いします

入会のご案内

産業廃棄物関係業界が互いに連携を保ち、適正な処理を行うことにより、失われつつある住民との信頼関係の回復に努めています。

こうした考え方に立って当協会は、産業廃棄物の処理を通して「安心して住める、岐阜県づくり」に貢献することを願っています。

については、産業廃棄物業界の方々が会員としての信用と各種事業の成果を享受され、事業経営の一助とされますようご入会をご案内申し上げます。

入会には

入会申込書（協会にあります）に記入し、当協会宛にお送りいただければ、受付後、参考資料などをお送りするとともに、入会金及び会費の納入等についてお知らせします。

入 会 金

正会員 10,000円

※賛助会員については、入会金はいりません。

会 費

●正会員

区 分	金 額
産 業 廃 棄 物 処 理 業 者	月額 10,000円
排 出 事 業 者	月額 10,000円
再 生 利 用 指 定 業 者	月額 10,000円

●賛助会員 賛助会員 年額 30,000円

納入方法

会費は、四半期毎に請求書をお送りします。
(但、賛助会員は年1回)

行政ニュース

岐阜県 人事異動（関係分）

岐阜県は4月1日付で定期人事異動を発表しました。関係分についてお知らせします。

◇環境政策課（リサイクル推進室）

現 職 名	転 入 者	転入前職名	転 出 者	転出先職名
課 長	繁田 栄司	恵那県事務所長	多田 信幸	人事委員会事務局 職員課 長
リサイクル推進担当 技術課長補佐	後藤 判友	生活衛生課 食品乳肉係長	山川 隆	【退職】
リサイクル推進担当 主 任	宇佐美文隆	多治見保健所 環境衛生係 技術主査	中島 信行	文化振興課 産業文化振興事業団派遣

◇環境管理課

現 職 名	転 入 者	転入前職名	転 出 者	転出先職名
技術課長補佐 (管理調整・技術調整担当)	——	——	梅村 正雄	西濃地域振興局 環境課 長
技術課長補佐	児玉 文夫	伊奈波保健所 試験検査課長	——	——
技術課長補佐兼 大気環境係長	酒向 健治	科学技術振興センター	岩田 好博	恵那保健所 技術課長補佐兼環境衛生係長

◇廃棄物対策課

現 職 名	転 入 者	転入前職名	転 出 者	転出先職名
健康福祉環境部参事 兼 課 長	福田 安昭	(昇 任)	——	——
管理監兼課長補佐 (管理調整担当)	——	——	河合 清明	知事公室広報課 広報企画監
技術課長補佐 (技術調整担当)	——	——	立木 伸	健康福祉環境部 生活衛生課技術課長補佐
技術課長補佐	安田 文博	伊奈波保健所 衛生課 長	〈新規〉	
課長補佐兼 廃棄物総合対策係長	古田 常道	教育委員会総務課 健康管理担当課長補佐	宗宮 康浩	経営管理部 税務課課長補佐
産業廃棄物係 技術主査	松永 良治	(財)地球環境村ぎふ 技術課長補佐	大坪 敬明	健康福祉環境部 業務課技術主査

◇地域振興局

地域振興局	局長・所長	環境課長	現行保健所
岐阜 卓	理事兼局長・知事代理 高橋新蔵	平田芳子 直井吉政	伊奈波保健所衛生課(事務の一部) 羽島保健所衛生課(事務の一部) 大野保健所衛生課(本巣郡)(事務の一部)
西濃	局長・知事代理 棚橋晋	梅村正雄	大垣保健所環境衛生課(事務の一部)
西濃 (揖斐事務所)	市橋和行	小椋勲	大野保健所衛生課(揖斐郡)(事務の一部)
中濃	局長・知事代理 日置敏明	小森治	可茂保健所環境衛生課(事務の一部)
中濃 (武儀事務所)	中島正和	平野典夫	関保健所衛生課(事務の一部)
中濃 (郡上事務所)	大野耕平	森敏美	郡上保健所衛生課(事務の一部)
東濃	局長・知事代理 大塚明和	西尾典悟 高崎善文	多治見保健所環境衛生課(事務の一部)
東濃 (恵那事務所)	祖父江正博	近藤邦弘	恵那保健所環境衛生課(事務の一部)
飛騨	局長・知事代理 船坂勝美	岩崎敏弥	高山保健所環境衛生課(事務の一部)
飛騨 (益田事務所)	臼井明	清水誠	益田保健所衛生課(事務の一部)

◇財地球環境村ぎふ

現職名	転入者	転入前職名	前任者	転出先職名
副理事長	(参事) 福山益生	多治見土木事務所 所長	(参与) 川瀬雅信	【退職】 【再就職】 財岐阜県広報センター
専務理事	二重谷伸行	大垣保健所 大副所長	村瀬正俊	飛騨地域保健所 益田センター長
経営建設課長補佐	鷺見正美	(昇任)	——	——
——	(技術主査) 安藤英樹	可茂保健所 環境衛生係主任技師	(技術課長補佐) 松永良治	健康福祉環境部 廃棄物対策課技術主査

岐阜市人事異動（関係分）

岐阜市は4月1日付で定期人事異動を発表しました。関係分についてお知らせします。

また、4月1日から、行政組織が改正され、廃棄物指導係が環境管理課へ移りますのであわせてお知らせします。

(現行)	(新)
生活環境部	→ 環境部
生活環境部環境総務課	→ 環境部環境総務課
生活環境部環境保全課	→ 環境部環境管理課

◇環境部環境管理課

職 名	転 入 者	転入前職名	職 名	転 出 者	転出先職名
環 境 部 長	後 藤 嘉 明	水 道 部 長	生活環境部長	江 口 弘	市 長 室 長
環 境 部 次 長	神 戸 三 郎	経 済 部 次 長	生活環境部長 次	後 藤 豊 重	【退 職】
環 境 部 技 監	久 保 田 弘	衛 生 部 技 監 兼 環 境 保 全 課 長	——	——	——
課 長	宮 川 勝	環 境 保 全 課 自 然 環 境 対 策 監 兼 課 長 補 佐	——	——	——
自 然 対 策 監 兼 課 長 補 佐	片 桐 猛	環 境 保 全 課 課 長 補 佐 兼 自 然 環 境 係 長	——	——	——
課 長 補 佐	林 喜 美 雄	衛 生 試 験 所 理 化 学 課 課 長 補 佐 兼 食 品 検 査 一 係 長	——	——	——
主 査	山 内 美 春	環 境 総 務 課 主 査 兼 環 境 調 査 係 長	——	——	——
廃 棄 物 指 導 係 長	福 井 悦 男	環 境 総 務 課 廃 棄 物 指 導 係 長	*廃棄物指導係が環境総務課から環境管理課 へ移ります。		
廃 棄 物 指 導 係 副 主 査	宮 居 仁 志	環 境 総 務 課 廃 棄 物 指 導 係 副 主 査	同 上		
廃 棄 物 指 導 係 主 任	大 野 聡	環 境 総 務 課 廃 棄 物 指 導 係 主 任	同 上		
廃 棄 物 指 導 係 主 任	桂 川 芳 久	環 境 総 務 課 廃 棄 物 指 導 係 副 主 任	同 上		

平成12年度厚生大臣認定各種講習会開催日程

平成12年度の厚生大臣認定新規・更新許可講習会、特別管理産業廃棄物管理責任者講習会の日程が下記のとおり決定になりましたので、近県開催分をお知らせします。

講習会申込手続き（岐阜の場合）

- ・受講希望者は予め当協会に電話で問い合わせ、受講予約をして下さい。
- ・受講申込者が定員に達したときは、受付を停止いたします。
- ・受講申込書（実施要領）は当協会又は岐阜県各地域振興局（事務所）環境課（岐阜市の場合は岐阜市環境管理課）で入手して下さい。

各種講習会開催日程

区 分			岐 阜	愛 知	三 重	静 岡
産 業 廃 棄 物	新 規	収集 運搬	9 月12日～13日 平成13年 2 月15日～16日	6 月27日～28日 平成13年 1 月16日～17日	6 月13日～14日	10月12日～13日 平成13年 2 月27日～28日
		処分	11月 7 日～10日			5 月 9 日～12日
	更 新	収集 運搬	7 月12日	平成13年 1 月30日 2 月 1 日・ 2 日	5 月30日	12月 5 日
		処分	7 月12日～13日	平成13年 1 月30日～31日	5 月30日～31日	12月 5 日～ 6 日
特 管 産 業 廃 棄 物	新 規	収集 運搬		8 月28日～31日		
		処分				
	更 新	収集 運搬		10月26日		9 月29日
		処分		10月26日～27日		
特管物 管理責任者			7 月11日	5 月17日・ 6 月29日 平成13年 1 月18日	10月24日	5 月19日

【講習会に関する問い合わせ先】

〒500-8384 岐阜市藪田南1-11-12 水産会館内
 社団法人 岐阜県産業環境保全協会
 ☎ 058-272-9293

お知らせ

広報編集委員会からお願い

皆さんの投稿をお待ちしております

本誌は、皆様の機関誌として、必要な情報の提供に努めているほか、皆さんにより親しみのある誌面とするため、「会員の声」欄を設け、広く会員からの投稿をお待ちしております。

協会の運営、産業廃棄物処理問題、各企業

における廃棄物処理の近況等々何でも結構です。どしどし、ご意見等をお寄せください。

ご投稿は、次によりお願いいたします。

1. 字 数 400～800字程度
2. 宛 先 当協会事務局
3. その他 匿名掲載を希望の場合も、企業名、住所、氏名は明記してください。

編集後記

編集後記

平成11年度最後の会報の編集を終わる頃には、3月総会もおわり新年度事業計画、予算も決まり、また新しい年度が始まろうとしております。厳しかった冬も春の訪れとともにいつしか忘れてしまい、希望に満ちた気持ちのこのごろです。振り返って見ますと平成11年度は県の廃棄物の適正処理等に関する条例の全面施行をはじめとして法令等の改正、整備が行われた年でもありました。会報をとおして皆様にお伝えしたいと努めてまいりました。県の行政組織も昨年の本庁健康福祉環境部の編成にともない、出先機関の組織改正が大幅に改正されました。私達に関係する環境

部門も私達がかねて要望して参りました独立組織としての環境事務所についても地域振興局に環境課として新たに設けられたことは、これからの産業廃棄物行政に対して大いに期待されることと思います。

また、当協会員として1人でも多く新たにご加入いただき、力を合わせて業界の発展に活動出来ますよう今回の会費規程の見直しとともに組織強化にご理解いただき躍進を図るべく努力致したいと思っております。

本誌が皆様の情報交換の機関誌としてお役に立ちますよう編集委員一同頑張りますのでどうかよろしくお願い申し上げます。

(山村けい)

ぎふ保全協会報編集委員

委員長 山 村 け い

副委員長 野 村 清 晴

委 員 川 合 清 和

中 尾 勝

野々村

清

加 藤

宏

山 口

繁

■広告掲載社名

アグロジャパン／東芝テック(株)

(この会報は、省資源・省エネを通じ地球環境の保全を図るため再生紙を利用しております。)



協会のシンボルマーク

平成12年3月31日発行 第42号

編集 発行 社団法人 岐阜県産業環境保全協会

理事長 中 本 貞 実

〒500-8384 岐阜市森田南1丁目11番12号 水産会館1階

TEL<058>272-9293

FAX<058>272-6764

印刷 共 和 印 刷 株 式 会 社